

須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「須賀川地方広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本組合職員の定数、給与、勤務条件等に関する概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

ア 採用試験の結果(令和元年度)

	採用予定者数	申込者数	第1次試験受験者数(A)	第1次試験合格者数	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
消防職(高校卒程度)	5人	66人	60人	15人	7人	8.6倍

イ 事由別退職者数(令和元年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	免職	その他	計
		4人				4人

(2) 職員数の推移

ア 職員数の推移(令和2年4月1日現在)

区分	職員数(人)					対前年増減数(人)				
	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2
消防職	208	209	208	203	206	1	1	▲1	▲5	3
再任用	5	4	2	4	1	2	▲1	▲2	2	▲3
計	213	213	210	207	207	3	0	▲3	▲3	0

イ 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上	計
職員数(人)	6	20	44	31	18	30	40	9	8	1	207

2 人事評価の状況

令和元年度実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数(人)	207	204	3	派遣・途中退職
割合	100.0%	98.6%	1.4%	

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況

(ア) 須賀川地方広域消防組合(普通会計決算)

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	千円 2,504,404	千円 12,918	千円 1,619,702	% 64.7	% 72.0

イ 職員給与費決算(普通会計)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
元年度	207人	千円 725,952	千円 212,954	千円 297,520	千円 1,236,426	千円 5,973

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

ウ ラスパイレス指数の状況

	平成29年度	令和元年度
本組合	101.0	101.4
全国地方公共団体平均	99.2	99.1

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額（令和2年4月1日現在）

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
293,377円	36歳3月

イ 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		初任給
消防職	大学卒	189,900円
	高校卒	161,000円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	大学卒	260,000円	311,100円	361,300円
	高校卒	223,900円	266,700円	317,200円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	再任用	計
標準的な職務内容		係 員		主 任	主任主査 係 長 主 査	主 幹 課長補佐	参 事 課 長 署 長	消防長		
職 員 数		51人	39人	29人	66人	15人	5人	1人	1人	207人
構 成 比		24.6%	18.8%	14.0%	31.9%	7.3%	2.4%	0.5%	0.5%	100.0%
参 考	1年前の構成比	28.6%	14.3%	12.9%	33.3%	7.1%	2.4%	0.5%	0.9%	100.0%
	5年前の構成比	32.9%	8.6%	20.9%	29.5%	5.2%	1.0%	0.5%	1.4%	100.0%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当	計	職制上の段階職務の等級による加算措置
6月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分	有
12月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分	
計	2.55月分	1.90月分	4.45月分	

イ 退職手当

区 分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	その他の加算措置
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

ウ 特殊勤務手当

手 当 名	具体的内容	支給方法・金額	
出動手当	水火災又は地震等の災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合において現場に出動して災害の警戒、鎮圧及び救護等の作業に従事したとき。	1回	300円
救急手当	消防法第2条第9項(救急業務)に規定する業務に従事したとき。	1回	救急救命士 300円 その他の隊員 200円
高所作業手当	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う救助、消火もしくは訓練のため、高所作業に従事したとき。	1回	200円
			原子炉建屋(1号機から4号機)内において行うもの 当該業務に従事したとき 1日につき 40,000円

原子力災害対応作業手当	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	免震重要棟外	故障した設備等を現場において確認するもの	当該業務に従事したとき 1日につき 20,000円
			上記以外のもの	当該業務に従事したとき 1日につき 13,300円
	免震重要棟内		当該業務に従事したとき 1日につき 3,300円	
	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)			当該業務に従事したとき 1日につき 屋外 6,600円 屋内 1,330円
	本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。)			当該業務に従事したとき 1日につき 屋外 3,300円 屋内 660円
	本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(前3号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)			当該業務に従事したとき 1日につき 屋外 6,600円 屋内 1,330円
本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業(前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)			当該業務に従事したとき 1日につき 屋外 5,000円 屋内 1,000円	

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度)	31,044,737円
職員一人当たり平均支給額	167,809円
支給実績(平成30年度)	30,276,806円
職員一人当たり平均支給額	158,517円

オ その他の手当

扶養手当	①子以外の扶養親族	月額	6,500円
	②子1人につき 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき)	月額	10,000円 5,000円 加算
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて最高28,000円まで	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員		
	①交通機関等利用者	ア 全額支給限度額 63,000円 イ 63,000円を超える場合 63,000円に63,000円を超える額の2分の1を加算	
	②自動車等使用者	・自動車使用者 通勤距離に応じて2,600円～59,900円 ・自動車以外の原動機付きの交通用具使用者 通勤距離に応じて2,000円～30,000円	
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対し、39,000円～90,000円を定額支給		
宿日直手当	勤務1回につき 5,100円		
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和2年4月1日現在)

勤務の区分	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分-13時00分
隔日勤務者	38時間45分	7時間45分	8時30分	翌日 8時30分	12時00分-13時00分 17時15分-18時15分

(2) 年次有給休暇について

1年において、20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。また、当該年

の中途において、新たに職員となるものにあつては、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

◆ 一般職員の年次有給休暇取得状況(各1月1日～12月31日)

付与日数	令和元年平均取得日数	平成30年平均取得日数
20日 (残った休暇の翌年への繰越 最大20日)	5.8日	6.4日

(3) 特別休暇について

産前・産後の休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週)産後8週間
つわりのための休暇	10日以内
配偶者の出産の休暇	3日以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
育児時間のための休暇(生後1年6月未満)	1日2回各45分以内
子の看護休暇(義務教育終了まで)	7日以内(対象となる子2人以上 10日以内)
生理休暇	1回につき2日以内
忌引休暇	親族の区分により1日から10日の範囲内
夏季休暇	毎年7月1日から9月30日の期間内において5日間
社会貢献を行うための休暇	5日以内
結婚休暇	5日以内
父母、配偶者及び子の祭日	1回につき1日以内
骨髄移植若しくは抹消血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供のための休暇	必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
感染症予防法による交通制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他非常災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他天災地変による職員の住居等の滅失を事由とする休暇	1週間の範囲内で、必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力を事由とする休暇	必要と認められる期間
災害等により通勤途上における身体の危険回避を事由とする休暇	必要と認められる期間
短期介護休暇	5日以内(要介護者2人以上 10日以内)

(4) 介護休暇について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇です。取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、通算6月の期間内(分割3回以下)において必要と認められる期間とされます。なお、介護休暇により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

(5) 介護時間について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇です。取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間とされます。なお、介護時間により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況

期間	令和元年	平成30年
6月以下		

6 月 超 え 1 年 以 下	なし。	なし。
1 年 超 え 1 年 6 月 以 下		
1 年 6 月 超 え 2 年 以 下		
2 年 超 え 2 年 6 月 以 下		
2 年 6 月 超 え		
計		

(注)1 各年度内(4月1日～3月31日)における実績です。

2 育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得することができるものです。なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や勤務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

6 職員の分限及び懲戒処分状況(令和元年度)

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

	降任	免職	休職	降級	計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制等の改廃等により過員等を生じた場合					
刑事処分に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計					0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	1人				1人
職務上の義務違反又は職務怠慢					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	2人				2人
計	3人				3人

7 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。憲法第15条第2項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。

(2) 服務規律の確保

住民の期待に応える職員となるためには、住民に奉仕する立場を忘れず、公益の実現に努め、公正に職務を遂行することが重要です。本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて服務規律の確保に関する通知を全職員に対し行っています。

●令和元年度における服務通達 2回

- 令和元年 5月23日 【内容】 職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底
- 令和元年 8月30日 【内容】 職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底

8 職員の研修の状況(令和元年度)

区 分	研 修 名	研修人数	研修機関名
専科教育	予防科	1人	消防大学校

職場外研修	基本研修	新採用者研修	初任教育	7人	福島県消防学校
		係員等研修	実行力アップ研修	1人	ふくしま自治研修センター
		監督者研修 (幹部教育)	初級幹部科	2人	福島県消防学校
			新任係長研修	1人	ふくしま自治研修センター
		管理者研修	新任管理者研修	1人	
	人事評価講座		1人		
	専門研修	救急科 救急救命士養成補助教育科	救急科	7人	福島県消防学校
			救急救命士養成補助教育科	7人	
			特殊災害科	1人	
			指揮隊長科	2人	
			危険物科	1人	
			救助科	2人	
			火災調査科	2人	
			ポンプ操法指導員科	2人	
			はしご車運用科	1人	
			機関科	2人	
		有事の危機管理講座 クレーム対応講座 地方公会計基礎講座 職場の人材育成に活かすコーチ ング講座 メディアトレーニング講座	有事の危機管理講座	1人	ふくしま自治研修センター
			クレーム対応講座	1人	
			地方公会計基礎講座	1人	
			職場の人材育成に活かすコーチ ング講座	1人	
メディアトレーニング講座			1人		
救急救命士養成研修			2人	救急救命東京研修所	
救命士処置拡大追加講習			7人	福島県消防学校	
移動式クレーン運転技能講習 玉掛技能講習			4人	ボイラー・クレーン安全協会 須賀川労働基準協会	
病院研修	救急救命士 救急有資格者	64人	太田西ノ内病院 公立岩瀬病院 須賀川病院		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 安全衛生管理体制

須賀川地方広域消防組合衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

(ア) 衛生管理面として

a 各種健康診断(人間ドック含む)の実施及び事後指導

b メンタルヘルス研修会実施

(イ) 安全管理面として

公務災害防止の注意喚起及び対応方法の周知活動

イ 須賀川市等職員共助会事業

(2) 公務(通勤)災害補償

令和元年度 公務(通勤)災害認定件数

公務災害 1件

通勤災害 0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和元年度)

ア 係属事案…なし

イ 完結事案…なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和元年度)

ア 係属事案…なし

イ 完結事案…なし